

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA郵便局（以下「会社」という。）に1日4時間勤務のパート社員として採用され、郵便配達業務に従事していた。平成〇年〇月からは1日8時間勤務の半年更新の契約社員となり、引き続き同業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、請求人は軽四貨物自動車を運転し、ゆうパックを配達していたところ、普通乗用車と接触事故（以下「本件事故」という。）を起こした。請求人によると、この事故により上司から厳しく叱責され、さらに、翌日〇日の朝には、職場の定例のスポット安全放送において、前日の事故の反省文を朗読させられたことから、食欲減退、不眠、意欲低下等の症状が出現したとしている。

その後、請求人は、同月〇日に集配業務中の顧客から理不尽なクレームを受け、また同日、車両のギアをニュートラルのまま降車したため、当該車両が民家の車庫に衝突するという物損事故（以下「2度目の事故」という。）を起こした。請求人によれば、この物損事故についても、上司及び支店長から厳しい叱責、退職勧告を受けたとしている。

請求人は、同年〇月〇日から出勤できなくなり、翌日、B心療内科に受診したところ「うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監

督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成〇年〇月〇日頃に「F 4 3. 2 適応障害」を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等から見て、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

（2）ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

（3）請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検

討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、精神障害の発病原因について、要旨、平成〇年〇月〇日の本件事故の対応、また、同月〇日のクレームと2度目の事故に関する会社の対応であると主張している。

(イ) 平成〇年〇月〇日の本件事故については、認定基準別表1にあてはめると、「業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした」に該当すると判断できるものであり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

そこで、本件事故の程度について見ると、請求人は負傷しておらず、当初は物損事故処理が進められており、当日相手方宅に行った際にも負傷の事実は認識しておらず、事故発生から2週間経過した平成〇年〇月〇日に警察から人身事故扱いになったことを知らされ初めて人身事故と認識した程度のものであった。同事故により支払われた自動車保険の賠償金額（治療費）は10万円程度であり、極めて軽微な人身事故と判断でき、さらに、請求人は、事後の対応も担当していないものであることから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(ウ) 請求人らは、本件事故を起こし、当時の直属課長のCから「局車の修理をどうする。もし支店長に辞めろと言われたらどうする。」と恫喝を受け、平成〇年〇月〇日、前例のない名前を前置きしての左右確認体操、交通安全スポット放送（全館放送）を強要したパワハラ行為によりうつ病になったと主張する。

この点、Cは「D支店長から『車の修理はどうするんだ』と言われた覚えはありません。これは請求人の反省の色がないためつい言ってしまいました。わたしが、『なぜ、一時停止しなかったの』と聞いたら、『何ででしょうね』と言われ、反省の色がないように思いました。このため、私としては、これまでと同じ対応ではいけないと思い、いつも言わないようなこ

とを言ってしまったのだと思います。」と述べ、Eは「平成〇年〇月〇日の交通事故を起こしたことについてC課長の対応の詳細までは知りませんが、C課長が対応されることは請求人だけではなく、みんな一緒だと思います。ただ、修理代を自分が払うというようなことはちょっと異常なことではないかと思います。請求人が、いじめられていたというようなことはないと思います。そういうことがあれば、私に言ったと思います。」と述べていることから、Cが請求人の態度を不信に思い、不用意に不適切な発言をしてしまったことは認められるが、同種の発言が繰り返されたり、執拗に言われたとの請求人らの主張はなく、また、その客観的証拠もないものであり、当審査会としては、同発言だけをもって恫喝とまでは認められないものと判断する。

請求人らが主張する退職勧奨的な発言について、Cは「『もし店長から辞めろといわれたら、どうしますか。』というような言動は絶対に言っていません。というのは、私にとって、1名でも辞められては困るからです。私の成績というわけではなく、1人でも欠けると全体の仕事に影響が出るからです。」と述べており、請求人らは、請求人からCに退職勧奨的な発言をされたことを聞いた同僚がいるとも主張するものの、そうした発言を直接聞いたとする会社関係者は証拠上存在しておらず、また、請求人は本件事故以降に、2度目の事故を起こすまでは通常に勤務していることから見て、Cの発言に矛盾はないものと推認できるものである。

さらに、請求人は、前例のない名前を前置きしての左右確認体操、交通安全スポット放送（全館放送）の強要をパワハラであると主張するが、交通安全スポット放送において反省文を読み上げる行為には前例があるとされており、また、Dは「四輪の事故、人身事故、過失割合90：10というのは、とても重大な事故でしたので、この後の再発防止に力をいれないといけなかったと思います。このような事故の内容なので、少しでも早く各職員に伝達するのが重要と考え、翌日スポット放送の指示を出しました。この理由については、請求人は『私だけ』と思っているかもしれませんが、それほど重大な事故だと思っています。」と述べており、請求人の本件事故が重大な人身事故になった可能性もあったことから、左右確認体操の先導役と反省文の読み上げという厳しい措置に至ったものであると認められる。

請求人にとっては屈辱的な行為をさせられたと感じて上司を恨めしく思う感情が芽生えた可能性は否めないが、当該措置は交通事故防止の注意喚起の一環として実施する業務指導の範囲内であると判断することが相当であり、パワハラ行為であったとまでは認められない。

したがって、請求人が上司の行為を恨めしく感じたことは、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当すると判断でき、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。交通安全スポット放送については、その経緯から見て、あくまで交通安全活動の活発化を図るための上司による指示・指導の範囲内のものであると考えられるものであり、また、上司が請求人の人格や人間性を否定するような言動を行ったというものでもないことから、出来事の心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(エ) 以上のことから、「業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした」出来事と「上司とのトラブルがあった」出来事とは相互に関連する出来事であるが、別々に評価することとしても、前者の出来事の心理的負荷の強度は「弱」であり、後者の出来事の心理的負荷の強度は「中」程度であると判断する。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体的な評価は「強」には至らないものであると判断する。

(4)平成〇年〇月〇日のクレームと2度目の事故に関する会社の対応については、発病後の出来事であり評価できない。

(5) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。

(6) したがって、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務における心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。